

- 電気、ガス、危険物施設、火気使用設備、空調・~~排~~
~~煙~~各設備等の安全措置、防火区画、たて穴区画等の
防火戸の閉鎖等の措置を行う。

設備がなければ、で消す

(中規模用2)

3. 受信機の監視及び各消防用設備等の担当者を次のように定める。

消 火 器		自 動 火 災 報 知 設 備	屋 内 消 火 栓		特 殊 消 火 設 備
各 階 設 置 数	担 当	・ 受信機設置場所	各階設置数	担 当	設備名
B1 階 2本	▽▽従業員	1 階の <u>ロビー</u> 担当 昼間(<u>防火管理者</u>) 夜間(<u>無人時は機械警備</u>)	B1 階 1箇所	▽▽従業員	(<u>移動式粉末消火設備</u>)
1 階 2本	○○従業員		1 階 1箇所	○○従業員	設置場所
2 階 2本	□□従業員		2 階 1箇所	□□従業員	(<u>1階駐車場</u>)
3 階 2本	△△従業員		3 階 1箇所	△△従業員	担当
4 階 2本	◎◎従業員	・ 副受信機設置場所	4 階 1箇所	◎◎従業員	(<u>1階</u> <u>○○従業員</u>)
階 本		階の _____			(_____)
避 難 器 具	担 当	担当	自動火災報知設備又は放送設備 の操作・監視業務の外部委託		連 結 送 水 管 等
2 階 1箇所	□□従業員	昼間(_____) 夜間(_____)	委託先		送水口設置場所
3 階 1箇所	△△従業員	放送設備(業務放送を含む) 設置場所 1 階の <u>ロビー</u> 担当 昼間(<u>防火管理者</u>) 夜間(_____)	電話	— —	(<u>建物入口東側</u>)
4 階 1箇所	◎◎従業員		委託内容		消防隊誘導担当
					(<u>1階</u> <u>○○従業員</u>)

受信機の監視を外部に委託している場合は記入してください。
該当しなければ、で消す。

4. 通報連絡方法は次のとおりとする。

出火場所から“119”に通報

- ・火災発見者等は~~社~~(店)内電話を利用して直接“119”通報する。
(~~ピーという~~発信音を確認してからダイヤルする)
- ・火災発見者等は~~社~~(店)内電話で指揮班(~~保安室~~、事務室等)に連絡する。
- ・自動火災報知設備受信機により火災覚知した場合、又は火災発見者等から連絡をうけた場合、防火管理者保安係員等は“119”通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非常放送する。
- ・通報内容は、「火事です。所在地は○○区○○町の○○です。近くに○○○があります。」「○○階の○○部分が少し(大きく)燃えています。」「現在のところ逃げ遅れはない(ある)模様です。」「誘導員が○○○に待機しています。」等とする。
- ・非常通報装置(ワンタッチ式)を使用する。
- ・その他()

出火場所から指揮班へ通報

- ・火災が発生したことを通報する。
- ・初期消火可能(不可能)であることを通報する。
- ・応援が必要(不要)であることを通報する。
- ・避難開始が必要(不要)であることを通報する。
- ・消火した場合は直ちに報告する。
- ・その他()

指揮班から消防隊へ連絡

- ・出火場所の説明ならびに誘導をする。
- ・延焼状況の概要報告をする。
- ・在館者の避難状況、要避難者の有無等を報告する。
- ・建物状況の報告をする。
- ・~~危険物~~、電気、ガス施設の状況を報告する。

5. 消火活動要領は次のとおりとする。

初期消火活動

- ・火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- ・叩き消し、水バケツ、~~砂~~等を使用する。
- ・消火器を使用する(使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない)。
- ・消火器使用と同時に屋内消火栓の放水態勢をとり早期に使用する。
- ・操作順序は「起動ボタンを押す」、「ホース延長」、「ノズルを火点にむける」、「バルブを開ける」とする。
- ・ホースのねじれ、折り曲げに注意する。
- ・周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。

特殊消火設備の使用

- ・小規模火災のうちは消火器を使用する。
- ・的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。
- ・使用時は付近に注意を喚起する。
- ・指揮班に必要事項を連絡する。
- ・使用後は早期に避難する。
- ・現場の消防隊には使用したことを必ず連絡する。

消防隊支援活動

- ・消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を通報する。
- ・放水作業等の交替を円滑に行う。
- ・交替時は消防隊の要請により消防隊の消火作業を支援する。
- ・安全班は電気、ガス施設、空調、排煙各設備などの安全措置を行う。
- ・安全班は防火戸等の閉鎖の措置を行う。
- ・消防車両進入障害物を除去し消防車両を誘導する。
- ・消防隊員を火災現場に誘導する。

6. 避難計画及び避難誘導は次のとおりとする。

二方向避難の確保

建物にある設備等に○を入れてください

(階別)	屋内階段	屋外階段	バルコニー	救助袋	・・・
B 1	○				
1 F					
2 F	○		○		
3 F	○		○		
4 F	○		○		
・・・					

※各階の避難経路が複雑な場合には、避難経路を示す図面を添付する。

避難の開始

- ・非常ベルが鳴ったら避難に備え避難準備態勢をとる。
- ・大声で皆に知らせる。
- ・責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。
- ・なるべく制服を着ているものや腕章を着用しているものが、リーダーシップをとった方が効果がある。
- ・必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。
- ・いたずらに騒ぎだて、無秩序な行動にならないようにする。
- ・地震発生ときは、必ず係員が必要な指示を行う。

避難方法の決定

- ・各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。
- ・避難順序は、
 - ① 横方向へ避難
(避難橋、連絡通路等の利用)
 - ② 下方向への避難
(屋外階段、屋内階段等の利用)
 - ③ 上方向への避難
(屋上、屋上避難広場の利用)
 とする。
- ・避難器具は最終的な方法とする。
- ・避難場所は予め定められた場所とする。

避難誘導の指揮

- ・火災の全体状況の把握につとめる。
- ・機会を失せず非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方向を指示する。
- ・パニック現象を考え、放送内容等については平素から十分に留意しておくこととする。
- ・消防隊との密接な連絡を保つこととする。
- ・安全班に空調停止、排煙措置、防火戸の閉鎖確認等の指示をする。
- ・要救助者の有無を確認する。
- ・負傷者が発生した場合には、市民救命士等による応急救護活動を行う。

7. 避難・通報・消火訓練の計画及び実施については次のように定める。

訓練実施計画

- ・年1回は検証訓練を実施する(社会福祉施設、病院、旅館、ホテル)。避難・通報・消火の訓練を年2回(年1回)以上実施する。
- ・訓練実施時は予め消防署へ通報する。
- ・訓練内容はできるだけ写真等で記録し、次回の訓練等の参考にする。
- ・震災対策としての防火訓練を実施する。
- ・定期に実施する。 第1回 4月ごろ 第2回 10月ごろ

避難訓練(消火対策を含む)

- ・非常ベル又は放送鳴動時の避難準備態勢訓練
- ・館内放送による避難誘導訓練
- ・各々の場所における最適避難誘導訓練
- ・責任者、指揮班の指示・命令訓練
- ・安全班における防火戸等閉鎖訓練
- ・各テナントごとに訓練に応じた目標を設定して行い、各人がその任務について熟練するよう努める。
- ・避難器具操作・取扱い訓練
(固定式以外のものは危険を伴うことがあるので十分の注意を払う。)

通報訓練

- ・自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練
- ・放送設備による館内放送訓練
- ・~~社~~(店)内電話により、防火管理者保安室等へ通報する訓練
- ・~~社~~(店)内電話により、“119”し必要な情報を伝える“119”通報訓練
- ・出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練
- ・指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練

消火訓練

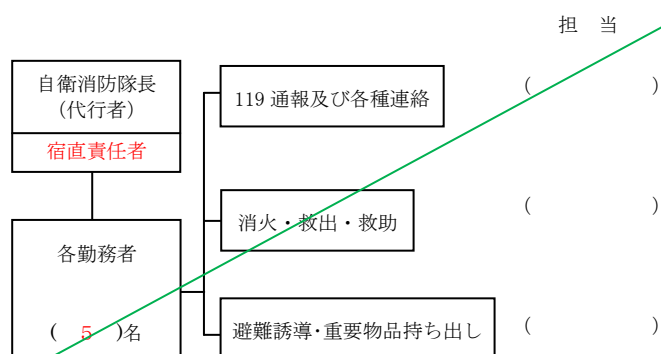
- ・消火器訓練
- ・水バケツ・水道ホースなどによる訓練
- ・屋内消火栓による操作・放水訓練
- ・特殊消火設備の模擬操作訓練
- ・火気使用設備の使用停止訓練

8. 避難通路の確保及び火災予防上の危険物品の除去等については次のように定める。

- 階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。
- 避難誘導等に支障を生ぜしめないよう適正な定員確保に努める。
- ~~屋内~~階段、避難階での非常口は鍵をかけない。
- ~~屋内~~階段、避難階での非常口の錠は、非常錠とする。
- 防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。
- 避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備受信機、放送設備操作部、屋内消火栓箱等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようにする。
- ・避難口誘導灯はなるべく音声又はフラッシュ式とする。
- ・

該当する方に○

9. 夜間・休日の防火管理体制は次のように定める。



該当しなければ、 で消す

当該建物内で全く無人になる場合

- 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ機械警備を委託する。

警備会社名(神戸消防警備株式会社)
電 話(333-0119)
責任者名(消防 太郎)

- 機械警備を委託せず、付近の勤務者へ連絡する体制をとる。

主な連絡先 { 氏名 ○○ ○○
電話 241-0119
(氏名)

***防火管理業務を一部委託する場合は、『防火管理業務の委託状況表』を添付してください。**

10. 工事中の防火管理は次のように行う。

- 増改築、大規模な修繕、模様替等の工事をする場合、事前に消防署に相談し、工事内容により工事中の消防計画を作成し、届け出る。
- 使用部分と工事施工部分の防火管理に関しては、防火管理者と工事元請負人との間で協議して定める。
- 上記工事における防火管理計画の内容は、次の次項とする。
 - ア. 工事部分の自衛消防組織に関すること
 - イ. 工事部分の消火、通報、避難に関すること
 - ウ. 工事部分における溶接器・バーナー等の火気使用設備器具、引火性物品、危険物品、喫煙、その他の火気管理に関すること
 - エ. 工事作業員の監督及び防災教育に関すること
 - オ. 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること
 - カ. 使用部分と工事部分との区画方法に関すること
 - キ. 使用部分の避難に関すること
 - ク. その他必要な事項
- ・以上のほか工事中の防火管理について、必要な事項は社(店)内防火規則に定める。

ガス設備がなければ、 で消す

11. ガス漏れ事故対策は次のように定める。

- ガス漏れ事故対策は、ガス防災管理者(防火管理者)の指示の下に従う。
- 平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不適正使用は厳に禁止する。
- ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日 ~~前は各テナント従業員が点検後帰宅する。は保安員等が点検する。~~
- ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに次により、遅滞なく 119' 等にガス漏れ状況(爆発)状況を詳細に通報する。
- 通報内容は「○○○でガス漏れがしています。(ガス爆発がありました。)所在は○○○です。ガス漏れ(爆発)部分は○階の○○です。ガス漏れ範囲は○○○○○です」等とする。
- 館内への避難通報は混乱を引き起こさせぬよう十分考慮するとともに、ガス漏れの規模範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し、誘導避難を行う。
- 緊急時には、二次災害に十分考慮を払う。 ~~必要に応じて時機を失せずガス供給遮断弁を閉鎖する。~~
- 館内通報の内容はおおむね次のとおりとする。
 - ア. ガス漏れ事故発生場所とその概要
 - イ. 火気使用禁止の指示とその範囲
 - ウ. 避難誘導及びその指示等
- 消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに、必要な指示を受け、協力する。
- ・以上のほか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。

12. 法定の点検計画は次のように定める。

ア) 消防用設備等の点検報告

- 毎年、消防用設備等の法定点検(6か月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検)を行うとともに、日常の自主点検を行い、設備の維持管理をし、自主点検の内容、方法等はビル社(店)内防火規則に定める。 - その点検結果を毎年10月に消防署へ報告する。 - その点検結果を3年に1度月に消防署へ報告する。 - 上記の法定点検は(自社、委託)で行い、委託の場合の委託先は右のとおりである。	設 備 名	委 託 業 者 名
	消火器	中央消防設備株式会社
	屋内消火栓設備	
	移動式粉末消火設備	
	自動火災報知設備	
	非常放送設備	
	誘導灯	
	避難器具	
	自家発電設備	

該当しなければ、で消す

イ) 防火対象物定期点検報告

- 毎年、防火管理上必要な業務について防火対象物点検資格者に点検させる。 - その点検結果を10月に消防署へ報告する。 - 上記の点検は、(自社・委託)で行う。(委託先業者名・中央消防設備株式会社 電話 241-0119) - 防火対象物のすべての部分が点検基準に適合している場合には、(1階 ロビー)に点検済みの表示をする。 - 特例認定の条件に適合した場合には、特例認定の申請を行う。 - 特例認定が認定された場合には、上記の点検を省略し、特例認定の表示を(1階 ロビー)に行う。
--

危険物施設がなければ、で消す

13. 危険物施設における遵守事項

許可施設にあつては、危険物取扱者は法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。

14. 火気管理については次のように定める。

各部署ごとに火元責任者等を定め、法令の定めるところにより、炉・かまど・厨房・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項はビル社(店)内防火規則に定める。

15. 震災対策措置は次のように定める。

地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合等の震災対策措置

- 自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊を編成し、地震発生に備えるとともに、関係各部署に対し必要な指示・命令をする。 - 通報連絡班は地震情報の入手・収集につとめ、必要に応じて関係各部署に連絡・伝達を行う。 - 指揮班は自衛消防隊長と協議のうえ、在社(店)者等を直ちに避難させるかどうかを決定する。 - 避難させる場合には各階通報班に連絡し、パニック等の異常事態を惹起しないよう具体的な避難方法を指示する。 - 直ちに避難させる必要がない場合には、非常放送等により地震情報を具体的に在社(店)者等に広報する。 - 各階避難誘導班は落下物、器物倒壊等による通行障害にならないような避難経路を選定しかつ確保する。 - 各階消火班は消火器・屋内消火栓の点検を行う。 - 各階消火班、安全班は社(店)内の火気使用設備の使用の中止又は制限を行うとともに、その転倒・落下防止等の措置を行う。 - 安全班は社(店)内外の落下・転倒・崩落等のおそれのある物品(看板・積荷・外壁・窓ガラス・器具什器・ロッカー等)の点検ならびに固縛、補強等の措置を行う。 - 安全班は消防用設備等の全般の点検及び自家発電設備の始動点検をする。	- 安全班は危険物施設及び物品の点検ならびに流出、落下、転倒防止対策を行う。 - 非常用資機材ならびに飲料水、非常食料、医療品等の点検、整備を行う。 - 各階消火班、安全班は各担当部署ごとに、地震時に火気使用設備の使用停止措置を行う。その際の担当範囲はできる限り小範囲とする。 - 安全班はボイラー、空調機等は保安上必要なもの以外は直ちに停止する。 - 地震時または揺れのおさまった後、買い物客等が屋外に一斉に避難しようとするときは、直ちに各係員が大声で制止するなどの措置を講ずる。 - 地震後、直ちに関係各部署から被害報告を求め、必要な措置を講ずる。 - 地震後、在社(店)者を屋外に避難させる必要があるときは、自衛消防隊長の指示により開始し、避難先等を明瞭にするとともに避難人員等を把握する。 - 以上のほか、細部事項については各地方公共団体の作成する地域防災計画の趣旨に則り、ビル社(店)内防火規則で定める。
--	---

16. 防災教育は次のように実施する。

- ・震災対策を含む消防計画の内容、ビル社(店)内防火規則の内容等は、テナント従業員に対する研修等で徹底する。
- ・特に新たに入居したテナント新入社員、派遣社員、パートタイマー等については、入居採用時等の時期に研修を徹底する。
- ・自衛消防隊員等については、できるだけ市民救命士の資格を取得させるとともに、定期的な再講習の受講に努める。
- ・上記の他防災教育について、必要な事項はビル社(店)内防火規則に定める。
- ・

17. 防火管理台帳の作成上の遵守事項

- ・防火管理維持台帳を整備し、防火対象物点検結果について記録するとともに、必要な書類等を保存する。(消防法第8条の2の2の適用を受ける場合)
- ・防火管理台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「ビル社(店)内防火規則」、「防火管理台帳総括表」、「棟別状況表」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「防火管理記録」及び「査察結果通告書」などその他の必要な図書を編冊し、保存するとともに、必要な記録を行う。
- ・消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を消防署に届け出、副本を保存する。
- ・

18. ビル社(店)内防火規則作成上の遵守事項

- ・本消防計画を実施するため必要な細部事項は、ビル社(店)内防火規則に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防ならびに人命安全確保に努める。
- ・本消防計画並びにビル社(店)内防火規則は常に見直しにつとめ、当該防火対象物の実態に合致した内容になるよう管理権原者はじめ防火管理関係者は努力しなければならない。

19. 管理権原の明確化

- ・各管理権原者の権原の範囲は、原則として当該防火対象物における各管理権原者の当該占有部分とし、かつ、当該所有者にあっては、階段部分等の共用部分を含むものとする。ただし、区分所有の場合においては、各管理権原者の当該専用部分と階段等の共用部分とする。
- ・これと異なる場合又は管理権原者が複雑な場合は別図等で明確化を図る。

特記事項

(本消防計画以外に特記事項があれば記入してください。)

少量危険物施設にあっては、神戸市火災予防条例等法令の定めるところにより維持管理し、平素から事故防止(火災予防)に努める。